

日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けられるためには、それぞれの地域の特性に応じた保健・医療・福祉等の連携した体制や仕組みづくりが必要である。それらのことについて地域の関係者や住民と協議し、協力した取り組みを進めるために、日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の保健・医療・福祉等の推進方針及び方策に関すること。
- (2) その他、日本一の健康長寿県構想の推進に関し必要と認められる事項。

(委員)

第3条 推進協議会の委員は、保健・医療・福祉等の関係者や住民のうちから幡多福祉保健所長が依頼する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(会長等)

第4条 推進協議会には、委員の互選によって会長、副会長を置く。

- 2 会長は、推進協議会を招集し会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(部会)

第5条 推進協議会には、所掌事項を推進するために必要な部会を置く。

- 2 部会員は、必要に応じてその他の有識者等を会長が選任し幡多福祉保健所長が依頼する。

(事務局)

第6条 推進協議会の事務局は、幡多福祉保健所に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、推進協議会において定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年6月13日から施行する。
- 3 この要綱は、平成26年8月13日から施行する。
- 4 この要綱は、平成28年7月25日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年8月16日から施行する。
- 6 この要綱は、令和6年2月26日から施行する。